

2017年度

事業報告書

一般財団法人 製品安全協会

2017年度の事業報告書

(2017年4月1日～2018年3月31日)

1 はじめに

2017年度の日本経済の動向をみると、内外需の持ち直し、企業収益の改善等により、景気は緩やかな回復を示した。雇用・所得環境の改善が続く中で、今後も回復傾向が続くと期待されるが、米国の通商政策など不確実な要因に留意する必要がある。

こうした状況にあつて、当協会の収支については今年度も収入、支出ともに前年度を下回った。

収入の大部分を占めるSGマーク表示手数料収入について品目ごとに見ると、竹刀、自転車などで減少し、ウォーキングスポーツ用ポール、ベビーカー(旧「乳母車」)などで増加した。

SGマーク基準等作成業務においては、ティーボール用バット、イベント用テントについて新たな基準を作成するとともに、ウォーキングスポーツ用ポール、幼児用ベッドガード、ゆたんぼ、乗車用ヘルメット、捕手マスク、棒状つえ、クッキングヒータ用調理器具及び空気ポンプ(「自転車用空気ポンプ」から改称)について、現在のニーズや環境の変化に対応した基準の見直しを行った。

また、SGマーク表示以外の事業多角化の方針のもとに近年実施している「消費生活用製品安全法」に基づき特別特定製品に指定されたライターの登録検査機関の技術基準適合性検査に係る支援業務、工場登録維持管理制度、工場品質管理評価制度などにも継続的に取り組むとともに、SGマーク製品の海外、特に中国での生産が増加していることから、2010年に上海に設置した中国連絡所準備室を通じて、SGマーク製品の信頼性確保に努めた。

2 SGマーク基準等作成業務

1) 新規SG基準の作成

① ティーボール用バット

ティーボールは、本塁プレートの後方に置いたバッティングティーにボールを載せ、その止まったボールを打つことからゲームが始まるためピッチャーが存在しない点が、野球やソフトボールと大きく異なる。2018年度には小学校学習指導要領の改訂が行われ、ティーボールが採用されることとなったため、多くの小学校の体育授業に

取り入れられており、今後も、更なる普及が期待されている。

比較的新しいボールゲームであるため、現在までに大きな事故が発生したという情報は無いが、使用中にバットが折れたり、バットがすっぽ抜けて飛んでいったというような、事故につながりかねないような事例が報告され、関係競技者団体である日本ティーボール協会や関係事業者から SG 基準を作成して欲しいとの要望が出された。

2017年7月から専門部会での検討を開始、2017年10月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を制定し、2018年2月より事務受付を開始した。

② イベント用テント

イベント用テントとは、イベント・展示・運動会・野外行事・日除け・雨除け等の目的で使用するテントで、天幕・フレーム等が一体型となっているものを指す。30年ほど前にアメリカから輸入されたものが日本での始まりであるが、現在では各種イベントやスーパー等の店頭販売、学校や保育園行事において、一般消費者でも簡単に設営・収納ができるテントとして拡がりを見せている。

このように拡がりを見せている反面、安価であるが製品安全に関しては若干不安なものも見受けられるようになってきた。これまで目立った製品事故はないものの、設営・収納時の手指の挟み込み、強風時に使用して飛ばされたケース等が時々発生している。また、製造・販売事業者等からも SG 基準を作って欲しいとの要望もあり、このたび基準化を行った。

2017年9月から専門部会での検討を開始、2018年2月の安全管理委員会での審議を経て2018年4月 SG 基準を制定し、同時に事務受付を開始した。

2) 既存 SG 基準の見直し

① 幼児用ベッドガード

2017年9月に0才の乳児がベッドガードとマットレスの間の隙間に挟まって死亡したというニュースが報道された。小さな乳児は隙間に挟まると自力では脱出できないため、従来から幼児用ベッドガードの使用は「生後18か月以上」と定め、本体表示及び取扱説明書への使用月齢の記載を義務付けているが、具体的な危険性(窒息のおそれ)を追記し、警告表現を強調することとし、2017年10月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2018年1月から事務受付を開始した。

② ゆたんぼ

ゆたんぼに関連する事故のうち最も多い事例として「低温やけど」がある。2005年に警告及び使用上の注意事項を規定し、一定の成果を得ているが、いまだに「低温やけど」事故は一定件数存在するため、警告表現を強化することとし、2017年10月

の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2018 年 4 月から事務受付を開始した。

③ ウォーキングスポーツ用ポール

ウォーキングスポーツ用ポールの SG 基準は、2002 年に制定されたトレッキング用ポールの SG 基準改正時に基準化の要望が出され、トレッキング用ポールと並行して基準の検討が行われ、2010 年 8 月に制定された。その後、近年、ウォーキングスポーツ用ポールはウォーキング人口の高齢化、旅行時の活用などを受けて小型・軽量化が進んでいることから現行基準ではこれらの状況に対応できないことを踏まえ、基準改正を行った。

2016 年 6 月から専門部会での検討を開始、2017 年 10 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2018 年 4 月から事務受付を開始した。

④ 空気ポンプ(旧称 自転車用空気ポンプ)

前回改正(2009 年)から 9 年が経過し、重篤な事故は減ったものの、圧力ゲージの表示が不正確なために走行安定性への影響や、衝撃によるタイヤの損傷の懸念があり、圧力ゲージ付製品に対して圧力ゲージの表示精度を要求項目として付け加えることとした。

また、従来、SG 基準でフレームポンプと称した携帯(可搬)型の物について、ほぼ同様の構造でボール専用ポンプと称して市場に出回っているものが存在するため、SG 基準の分類をハンドポンプと改称して、ボール用についても適用対象に含めることとした。

2017 年 6 月から専門部会での検討を開始、2018 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2018 年 4 月から事務受付を開始した。

⑤ クッキングヒータ用調理器具

調理器具の種類による分類で従来フライパンに含まれていた玉子焼用について、現行基準では入力電力が強すぎることから、一般のフライパンと玉子焼用を用途別に分け、玉子焼用に対応した基準を新たに制定することとした。

2017 年 7 月から専門部会での検討を開始、2018 年 2 月の安全管理委員会での審議を経て SG 基準を改正、2018 年 8 月頃の事務受付開始を予定。

⑥ 入浴用いす

2016 年 9 月、国民生活センター様の注意喚起情報において、入浴用いすを使用中に片方の足が突然低くなりバランスを崩して転倒、頭部に打撲を負ったという事故が発生したとの報告を受け、また昨今市場のほとんどを占めているひじ掛けが可

動な入浴用いすについて対応の必要性も勘案して、高さ調節を行うバネの材質を規定、湿潤面での滑り抵抗基準を新たに規定するとともに、ひじ掛けが可動な入浴用いすも採り込むべく基準を改正することとした。

2017年3月から専門部会での検討を行っており、2018年6月までにSG基準を改正、2018年8月頃の事務受付開始を予定。

⑦ スノーレジャー用ヘルメット

欧米ではスキーやスノーボードを楽しむときに80%以上の人々がヘルメットを装着しているのに対し、日本国内では20%程度しか装着しておらず、死傷事故も発生している。「雪上レジャー用ヘルメット」及び「雪上レジャー用ヘッドギア」がSG基準対象品目となっているが、SGマーク表示申請の実績はない。スノーレジャーの安全性確保のためにはヘルメットの装着が有効であり、このため従来の基準を統合して「スノーレジャー用ヘルメット」とし、EN規格との整合も考慮した改正を行うとともに、関係団体、事業者などと協力して新たなSG基準の普及対策を図ることとした。

2017年5月から専門部会での検討を行っており、2018年度5月までに新基準をとりまとめ、2018年10月頃の事務受付開始を予定。

⑧ 捕手用マスク

野球及びソフトボールで用いられる捕手用マスクについては、2014年10月にSG基準を制定し、2015年1月から事務受付を開始している。このSG基準の「フレームの曲げ強度」に関して、規定内容を再検討、フレームの硬さと一定以上の強度を求めめる内容とすることとし、2017年10月の安全管理委員会での審議を経てSG基準を改正し、2018年2月から事務受付を開始した。

⑨ 棒状つえ

棒状つえのうち、近年市場に多く出てきた自立型つえ(多点つえ)を使用中に、握り部が破断した事故が発生した。この事故は歩行時ではなく立ち座り時に握りに大きな力をかけたことから破断したもので、このため握りに過大な力をかけるような使い方をしない旨、取扱説明書に追記することとし、2017年10月の安全管理委員会での審議を経てSG基準を改正、2017年12月から事務受付を開始した。

⑩ 乗車用ヘルメット

乗車用ヘルメットは、消費生活用製品安全法の特定製品に指定されており、以前よりSG基準は同法に基づく実施省令及び解釈通達とほぼ整合化を図っているところ。今回の改正も前述の省令及び通達解釈への整合を図ったもの。

具体的には、基準内で引用する日本工業規格を最新のものに置き換えるとともに、一部使用上の注意事項を見直した。安全管理委員会での報告を経て 2017 年 4 月から事務受付を開始した。

⑪ 体育運動用緩衝パッド

体育運動用緩衝パッドについては、衝撃緩衝試験について試験設備も含めた SG 基準の改正を行うこととし、2014 年 9 月から専門部会での検討を行ってきた。2017 年度に改正案は作成されたが、現在 SG マーク表示申請がないことから最終改正を保留し、事業者、使用者などのニーズ調査を継続中。

3) SG 基準品目数の現状

1973 年 10 月の SG マーク制度発足以降、消費者、生産者、行政機関等の要請を踏まえ基準作成・改正を行っている。

2017 年度は「テニスボール用バット」が加わった結果、2017 年度末までの基準作成品目は合計 142 品目となっている。また 2017 年度末に事務受付中の SG 基準品目数も、「テニスボール用バット」が加わり 113 品目となっている。

4) WTO/TBT 通報

WTO/TBT 協定に基づき、作業計画、原案提示及び制定規格の通報を行った。

2017 年 10 月 17 日に「テニスボール用バット」、「ゆたんぼ」、「棒状つえ」「ウォーキングスポーツ用ポール」「捕手用マスク」及び「幼児用ベッドガード」、2018 年 1 月 12 日に「空気ポンプ」及び「イベント用テント」について、それぞれ原案提示(意見受付公告)を行った。

3 SG 基準に基づく安全性の認証及び SG マーク表示交付業務

1) SG マーク表示申請の実績

2017 年度の SG マーク表示手数料収入(消費税抜き)は、前年度比 3%の減となった。中長期的に漸減傾向が続いている。

SG マーク表示手数料収入上位 15 品目の実績表

	(消費税抜き) 品目名	2017 年度収入		2017 年度枚数	
		(千円)	対前年度比	(千枚)	対前年度比
1	家庭用の圧力なべ及び圧力がま	21,922	1.04	2,820	1.06
2	プラスチック浴そうふた	21,304	0.83	2,114	1.08
3	クッキングヒータ用調理器具	19,293	1.03	3,223	1.03
4	住宅用金属製脚立	18,423	0.95	1,084	0.95
5	非木製バット	16,351	0.95	327	0.95
6	乗車用ヘルメット	15,048	0.93	1,254	0.93
7	ベビーカー	12,177	1.28	426	1.21
8	空気ポンプ	11,124	1.26	1,589	1.26
9	自転車等用ヘルメット	10,461	1.10	1,308	1.10
10	ゴルフクラブ	8,702	0.96	3,233	0.94
11	棒状つえ	8,563	1.17	856	1.17
12	シルバーカー	7,733	1.31	309	1.30
13	手動車いす	7,410	1.13	62	1.13
14	自転車	6,385	0.64	255	0.64
15	ウォーキングスポーツ用ポール	4,388	2.27	157	2.27
	上記小計	189,284	0.92	19,017	0.90
	上記以外の品目	48,341	0.90	76,277	0.84
	合計	237,625	0.97	95,294	0.94

上位 15 品目のうち、SG マーク表示申請数量が 15%以上減少した品目は、自転車だった。一方数量が 15%以上増加した品目は、ベビーカー、空気ポンプ、棒状つえ、シルバーカー、ウォーキングスポーツ用ポールであった。カテゴリー別集計では、高齢者用品の表示申請数量が 17%増加している。

2) 業務委託検査機関

当協会は、SG マーク対象品目ごとに国内外の検査機関と業務委託契約を締結したうえで型式確認及びロット認証を行っている。2017 年度末時点での業務委託検査機関は、国内 15 機関、海外 9 機関となっている。

3) 工場登録・有効型式保有工場数

2017 年度の新規工場登録数は、14 工場、うち海外 9 工場(中国が 6 工場)であった。品目では、住宅用金属製脚立、幼児用三輪車、非木製バット、ゆたんぼ、自転車用幼児座席、棒状つえ、自転車用空気ポンプ、野球・ソフト用捕手ヘルメット、ハンドボールゴール(屋外用)、歩行車、フットサルゴール(移動式)であった。

2018 年 3 月末の工場等登録数は 685 工場(複数品目登録の場合は重複カウント)で、前年度末より 12 工場増となった。このうち有効型式保有工場数は 389 工場となり、前年度末より 12 工場増となった。うち海外の有効型式保有工場数は 174 工場と、前年度末より 9 工場増である。なお、国別では日本の 215 工場(55%)を除くと中国の 121 工場(31%)が最も多く、台湾 19 工場、ベトナム 13 工場、韓国 4 工場と続いている。

4) 各種手数料及び検査機関との業務委託契約の改定

SG マーク表示申請企業の利便性向上のため、2011 年度から業務委託検査機関の複数化を積極的に進めてきた。これに伴い検査手数料の外枠化、各種手数料の改定も実施した。業務委託検査機関の複数化についてはほぼ完了した。また SG 基準作成、改正に伴う各種手数料の改定も従来どおり行っており、2017 年度は次のとおり改定を行った。

・各種手数料及び検査機関との業務委託契約の改定： 14 品目 17 件

4 SG マーク制度信頼性向上のための検査・調査業務及び関連業務

1) SG マーク付き製品の試買検査

試買検査は次の三つの観点から実施している。

- ① 市場に出回っている製品について、SG 基準に適合しているかどうか。
- ② SG 基準が改正された製品について、改正後の基準に適合しているかどうか。
- ③ 業務委託検査機関複数化に伴い、同一の製品について複数の業務委託検査機関で行う試験所間比較試験にて大きな差異がないかどうか。

2017 年度は、5 品目 11 銘柄(乳幼児用ハイチェア、一般運動用マット、抱っこひも、棒状つえ、歩行車)について、延べ 13 業務委託検査機関にて実施した結果、1 品目 2 銘柄(棒状つえ)について、延べ 2 業務委託検査機関にて SG 基準不適合があった。

また、同一製品について複数の業務委託検査機関で行った試験所間比較試験については、有意な差異は認められなかった。

2) 事後調査

登録要件が守られているか、また、SG基準の改正が行われた品目については、改正後の基準に対応した管理方法が採られているかどうかの確認のための調査を下記の17品目、41工場について実施した。

- ・ 乗車用ヘルメット(11件)
- ・ 自転車(8件)
- ・ ベビーカー(6件)
- ・ 自転車用、電動車いす等用及び走行遊具用のヘルメット(4件)
- ・ 非木製バット(4件)
- ・ ゆたんぼ(A型)(3件)
- ・ 手動車いす(2件)
- ・ 卓球台(2件)
- ・ クッキングヒータ用調理器具(1件)
- ・ 家庭用の圧力なべ及びがま(1件)
- ・ シルバーカー(1件)
- ・ 野球及びソフトボール用ヘルメット(1件)
- ・ 野球及びソフトボール用捕手ヘルメット(1件)
- ・ 乳幼児用ハイローラック(1件)
- ・ 棒状つえ(1件)
- ・ プラスチック浴そうふた(1件)
- ・ 住宅用金属製脚立(1件)

3) 改善指導

試買検査、事後調査や型式試験で不適合になった場合及び製品事故において製品欠陥が指摘された場合には、その事業者に対する改善指導等を行っている。

2017年度は、試買検査にて不適合となった棒状つえについて改善を行った。

4) SGマークの信頼性確保

当協会のSG制度管理システムについては、1982年にSG登録工場の認証製品の型式管理に導入して以降、少しずつ拡張、改善し業務管理の円滑化、顧客サービスの向上を図っている。2015年度からはSG制度管理システムと関係する会計システムの改善に着手し、さらなる業務の合理化を進めた。

また、SGマーク表示の適正化、SGマーク制度の信頼性向上のための方策として2016

年度には中国の 190 登録工場に対して前年度 SG マーク表示実績確認調査を行ったが、2017 年度は連絡が円滑にとれない工場に対する調査を引き続き行った。併せて、海外工場との連絡円滑化対策も進めている。

5) 中国におけるライター適合性検査業務支援

消費生活用製品安全法の特別特定製品に指定されたライターの規制に関し、中国の寧波中盛産品検測会社が海外登録検査機関として認定され、当協会は日本における適合性検査の申請サポートサービス業務を行っている。2017 年度は 10 件(前年度は 4 件)の受付を行った。2017 年度に関しては、前回の適合検査から 3 年を迎えるものが比較的集中していたため昨年度より多くなっている。しかし、当初は当協会を窓口として申請していた事業者の一部が慣れてきて直接寧波中盛産品検測公司へ申請するようになっていること、また近年の喫煙率低下及び電子タバコの普及により市場自体が縮小していることを考えると今後の伸長は期待できない。

6) 海外の事業者等との連携強化

① 中国連絡所準備室の活用

SG マーク製品の海外での生産が増加しており、特に中国での製造が多い。このため中国連絡所準備室において、中国国内の関係事業者、業務委託検査機関等への対応、サービスに努めるとともに、当協会が行う工場調査、SG マーク普及促進等について活用を図っている。

② アジアでの SG 制度普及促進対策

SG マークを表示する消費生活用製品の生産地は中国をはじめとしたアジアでの比率が増大しており、この傾向は今後とも拡大していくと予想される。こうしたアジアの主たる生産地である中国、台湾、ベトナムにおいて関係団体とも協力しつつ SG 制度普及対策に努めている。

7) 工場品質管理評価制度

消費生活用製品を製造する工場からの要請に基づき、工場の品質管理状況を第三者の立場で評価する制度を運用している。2017 年度は、乗車用ヘルメットの工場に対して評価を行った。

5 被害者救済等の業務

1) SG マーク制度に基づく被害者救済業務

2017年度にSGマーク付き製品により発生した人身事故で、事故発生届を受理した事案は、棒状つえ、自転車用幼児座席、ゆたんぼなど7品目9件(2016年度 6品目9件)であった。これらの事故については、専門家の意見も踏まえて、事故原因を調査のうえ審査を行い、製品起因と考えられる事故に対しては賠償措置を講じた。

2) 消費生活用製品 PL センターの業務

消費生活用製品 PL センターでは、2017年度は製品の事故・品質等に関する相談等493件を受理した。このうち246件は消費者から、185件は行政機関・消費生活センターからの相談・問合せだった。

相談内容区分では、PLセンターが助言や争点整理を行った「事故相談」・「クレーム相談」がそれぞれ117件と108件で、このうち、PLセンターが事業者に照会を行い、紛争解決に向けて協力を行った文書照会事案は、事故相談1件だった。

PLセンターでは、紛争解決手段として当事者からの申立に基づき判定会を設置し調停を行うこととしているが、2017年度に判定会を設置し審査を行った事案はなかった。

6 情報提供・啓発・広報業務

1) SG マーク制度の普及促進を目的とした展示会等への参加

① 第32回ベビー・キッズ&マタニティショー2017

2017年10月14～15日開催の第32回ベビー・キッズ&マタニティショー2017に後援、出展した。展示内容に関して業務委託検査機関の協力を得て行った。また、抱っこひもの安全な使い方に関する動画を放映した。さらに、SGマーク制度に対する認識度、SGマーク付き製品の使用実態アンケートも実施し、業務に反映するための検討を行った。

② 第44回国際福祉機器展 H.C.R.2017

2017年9月27～29日開催の第44回国際福祉機器展 H.C.R.2017に出展した。展示内容に関して業務委託検査機関の協力を得て行った。また、SGマーク制度に対する認識度、SGマーク付き製品の使用実態アンケートも実施し、業務に反映するための検討を行った。

2) 乳幼児用品に関する安全協議会の活動への協力

① ベビーカー安全協議会

ベビーカーの安全性確保のため発足したベビーカー安全協議会の活動に対して支援・協力を行った。2016年度に発足したベビーカーのISO作成審議については、当

協会もオブザーバーとして情報提供等の協力を行った。また、第 32 回ベビー・キッズ&マタニティショー2017 への協力を行った。

② 抱っこひも安全協議会

抱っこひもの安全性確保のため、2015 年 2 月に発足した抱っこひも安全協議会の活動に対して、引続き支援・協力を行った。

3) SG マーク制度の普及・啓発・広報業務

SG マーク制度の普及を図るため、当協会 Web サイトの運営、SG ニュースのメルマガ配信を行うとともに、消費者団体の機関紙等への広告掲載を行った。

また、ウォーキングスポーツ用ポールについては、競技団体(全日本ノルディックウォーク連盟)と協同で同 SG 基準改正に伴う告知と使用上の注意事項を記載したポスターを作成し、販売店等での貼付を進めている。

この他、SG 関係事業者 Web サイトへの当協会 Web サイトからのリンク、製品紹介パンフレット等への「SG マークロゴ」の使用許可など、事業者の要請に応じている。

4) 消費生活用製品 PL センター業務の情報提供

PL センターダイジェスト(年 4 回発行)を、当協会 Web サイトに掲載した。併せて地方自治体、消費者団体、業界団体、損害保険会社等に電子メール(192 通)で配信した。

7 調査・研究業務

政府や各種団体等が実施する事業に参加し、製品安全対策についての基準作成等に協力するとともに、こうした場を通じて得られる情報を当協会の活動に反映させている。

また、前年度に引き続き、消費者庁、製品評価技術基盤機構等が主催する製品安全及び適合性評価に関する委員会に委員として参加し、製品安全対策の推進に協力した。

8 当協会の組織に係る業務

1) 組織・定員

2017 年度末の当協会の常勤役員数は 2 名であり、職員等の総数は 17 名であった。

2) 理事会の開催

① 第 13 回理事会(通算第 105 回)

2017 年 6 月 6 日に第 13 回理事会を開催し、2016 年度の事業報告書、収支決算書等について審議を行い、原案どおり承認された。

② 第 14 回理事会(通算第 106 回)

2018 年 3 月 12 日に第 14 回理事会を開催し、2018 年度の事業計画書、収支予算書について審議を行い、原案どおり承認された。

3) 評議員会

第 6 回評議員会

2017 年 6 月 21 日に第 6 回評議員会を開催し、2016 年度の事業報告書、収支決算書、公益目的支出計画実施報告書の報告を行い、原案どおり承認された。

4) 安全管理委員会の開催

① 第 91 回安全管理委員会

2017 年 10 月 27 日に第 91 回安全管理委員会を開催し、ウォーキングスポーツ用ポール(改正)、ゆたんぼ(改正)、ティーボール用バット(新規)、捕手用マスク(改正)、幼児用ベッドガード(改正)、棒状つえ(改正)、乗車用ヘルメット(改正)の SG 基準についての審議を行い、一部修正のうえ、承認された。

② 第 92 回安全管理委員会

2018 年 2 月 23 日に第 92 回安全管理委員会を開催し、イベント用テント(新規)、空気ポンプ(改正)、クッキングヒーター用調理器具(改正)の SG 基準についての審議を行い、承認された。

5) PL センター運営委員会の開催

第 46 回 PL センター運営委員会

2017 年 5 月 22 日に当協会の会議室において、第 46 回 PL センター運営委員会を開催し、2016 年度の相談等の受付状況、製品事故に係る相談等の処理状況、品質クレームに係る相談等の処理状況、SG マーク製品の事故処理状況等の報告を行った。